

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分
		前年からの 繰越未決	本年の 起訴	計	有 罪 無 罪 公 訴 権 減 未 決					有罪に係る人員及び金額			
										懲役刑を科 せられた人員 の 人	罰 金		
											人 員	金 額	
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		1	-	1	1	-	-	-	1		1	18,000	
法人税	外									内	1		法人税
		2	7	9	7	-	-	2	6		8	78,000	
その他	外									内	2		その他
		1	6	7	4	-	-	3	2		2	48,000	
合 計	外									内	4		合 計
		4	13	17	12	-	-	5	9		0	11	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件	第 159 条	外	件	脱税犯規定	外	件
		1			7			4
第 243 条 〔平成 22 年度の 改正前の 244 条を含む。〕	外		第 163 条 〔平成 22 年度の 改正前の 164 条を含む。〕	外	6	両罰規定	外	2
		-			-			-
合 計	外		合 計	外	6	合 計	外	2
		1			7			4

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 製 類 造	等 者 酒 販 売 業 者															
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 済		外	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 か ら の 済	要件 処 理 数		
	繰 越 処 理 未 済			-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-			-	
	検 挙		外																検 挙
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外														通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外			1	1										収 税 官 吏		告 発
		そ の 他	外														そ の 他		
	通 知 処 分		外														通 知 処 分		
	不 告 発		外														不 告 発		
	処 分 権 消 滅 前		外														処 分 権 消 滅 前		
	公 訴 権 消 滅		外														公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 済 件 数		外														本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額		外															通 告 処 分 額		
罰 科 金 相 当 額		外			20	20		20	-	-	-						罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	検 挙	1
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 告 処 分	1
	告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	収 税 官 吏	告 発
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	そ の 他	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 知 処 分	件 数
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	不 告 発	
	処 公 訴 分 権 消 前 減	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	処 公 訴 分 権 消 前 減	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 金 相 当 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 告 金 相 当 分 額	20

調査対象等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	要 履 行 件 数
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 発 に よ る 告 行 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 発 に よ る 告 行 発	履 行 等 件 数
	通 公 訴 権 消 滅 後 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 公 訴 権 消 滅 後 減	
	通 告 履 行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 履 行	
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本 年 度 末 履 行 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 通 相 当		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 通 相 当	
		外	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の		
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者			酒類小売業者												
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	32	-	-	1	32	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	32	-	-	1	32	-	-	
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日

(注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 (外) 書は、2 以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。